

総務省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
43	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	緊急消防援助隊設備 整備費補助金に係る 変更承認事務の都道 府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補 助金交付要綱に定める消防庁長 官の承認を要する事務のうち、 交付決定後の入札減による補助 金額の変更承認事務については 都道府県知事へ委任すること。	<p>【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当該条項に該当する事案のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するものである。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。)</p> <p>補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第16条)ことを鑑みると、入札減に関するようなものについては、都道府県知事が行うこととしても差し支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。</p> <p>なお、当該事案に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度)ではいずれも5件である。</p> <p>【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減少し、書類審査の迅速化も見込まれる。</p>	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法第26条に関する告示(平成12年5月12日自治省告示第106号「予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件」)	総務省(消防 庁)	愛知県	現行規定により対応可能である(交付決定後の入札による補助金額の減額については、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第16条に規定する補助金額の確定に係る事務として処理が可能である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項及び平成12年自治省告示第106号を参照)。)。なお、本件については、事務処理の適正化を図る観点から、関連する事項とあわせ、地方公共団体に周知する。
63	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想 推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	<p>現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中枢都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。</p> <p>意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。</p>	<p>【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。</p> <p>連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用により意欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。</p> <p>そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。</p> <p>【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。</p> <p>【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。</p>	連携中枢都市圏構 想推進要綱(平成 26年8月25日付総 務省自治行政局長通 知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。 これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
77	B 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバー制度にお ける照会項目の拡大	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	<p>【番号法での規定】</p> <p>・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。</p> <p>【支障がある点】</p> <p>・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条</p> <p>・学校保健安全法第24条</p> <p>・学校保健安全法施行令第9条</p>	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町	初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。
86	B 地方 に対する規制 緩和	その他	マイナンバー、マイ ポータルを活用したふるさと納税事務手続の 簡素化	<p>平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。</p> <p>この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。</p> <p>【支障事例:寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生】</p> <p>この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。</p> <p>【制度改正の必要性】【懸念の解消策】</p> <p>この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。</p>	<p>地方税法附則第7条</p> <p>地方税法施行規則附則第2条の4</p>	総務省	秋田県	ふるさと納税について、マイナンバー・マイポータルを活用した手続きの簡素化を検討する際には、地方団体の事務負担軽減等の観点も含めて検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
98	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進 特別措置法第5 条、第6条、第7条 山村振興法第7 条、第8条 特定農山村地域に おける農林業等の 活性化のための基 盤整備の促進に関 する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3 条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会	(共通事項) 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大 項目は一部存在するもの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該 施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (過疎地域自立促進特別措置法) なお、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。))及び過疎地域自 立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。))の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「法」という。))改正により義務付けが廃止され、その内容についても任意的記載事項とな された。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言として示すとともに、参考 資料として標準的な都道府県計画及び市町村計画の作成例を示しているところ。したがって、作成例の記載と異なる記載が妨げられるものではな く、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえて記載内容を工夫していただくことは可能である。 スケジュールについては、平成27年度中に各市町村議会で平成28年度以降の市町村計画の議決を受けることができるよう、都道府県の策定する 自立促進方針に関する協議スケジュールを示しているところであるが、これにより難しい場合は、個別に相談に応じることを周知しているところ。なお、 市町村計画については策定スケジュールを示していないが、法の規定上、当該過疎市町村の属する都道府県の自立促進方針が先に策定されてい る必要があることに留意する必要がある。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期の調整を行うこととした場合、い ずれかの計画等は早期の策定が必要になり、各団体が検討に必要な時間を十分に確保することができなくなるおそれがあることから、慎重な検討 が必要である。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整 備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしいと考えている。 (半島振興法) 半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努め ているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域的特性を踏まえ、記載内容を工夫していただく ことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に3年度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容 の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われているところである。 (離島振興法) 離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地 方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談いただきたい。 (山村振興法) 山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5年度目の法期限を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたもの であり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。
130	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	定住自立圏構想推進 要綱に定める「中心 市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・ 協力する「定住自立圏構想」につ いて、地域の実情に応じた柔軟 な連携が図られるよう、中心市 の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上→概ね3 万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上→概ね 1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼 夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機 能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成 できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達し ていないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、 結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣 の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の 流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施 策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	定住自立圏構想推 進要綱(平成20年 12月26日付け総行 応第39号総務事務 次官通知)	総務省	山形県	御提案の定住自立圏における中心市要件に関しては、「平成26年の地方からの提案等に関する対 応方針(平成27年1月30日閣議決定)」において、「定住自立圏構想における中心市の要件につい ては、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、平成27 年度中に結論を得る」とされたことを踏まえ、現在検討を行っているところである。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
133	B 地方 に対する規制 緩和	その他	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるように、改正を行うこと。	<p>【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。</p> <p>【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。</p>	地方税法第48条	総務省	東京都	<p>個人の道府県民税の賦課徴収は、法に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされており(法41①)、その例外として道府県への徴収の引継ぎが定められているところ(法48)。道府県へ徴収の引継ぎがなされる対象を原則として滞納繰越分に限定しているのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨のものである(取扱通知81の2)。</p> <p>こうした制度の趣旨を踏まえ、法48条に定める徴収の引継ぎの対象の拡大については、市区町村側の意見や、拡大をした場合の市区町村の賦課徴収の実務に与える影響、さらに他道府県における状況や意見なども含め、まずは提案団体における市区町村との調整状況等を伺いながら検討を行う必要があるものと考えている。</p>
146	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	<p>【具体的支障事例】 農業改良資金貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。</p> <p>しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。</p> <p>【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。</p>	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県	<p>公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることとあり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされているところである。</p> <p>一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。</p> <p>具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。</p> <p>違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定すると定められており、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
163	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	<p>水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。</p> <p>そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。))・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。</p> <p>今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。</p> <p>【制度改正(案)】</p> <p>そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。</p> <p>水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。</p> <p>その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。</p>	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市	<p>水防団は、水防事務に特化して対応するために限定的に設置される機関であり、水防団に水防事務の範囲内にとどまらない事務を担わせることは、法的にも実務的にも適当でない。</p> <p>また、専任水防団員について、水防法の目的を遂行するために行われる活動以外の業務については、水防法に基づく公務災害補償の対象となりえない。</p> <p>なお、消防団の任務は水防事務も含んでおり、消防団員と水防団員を兼務することにより消防団の身分を兼ね備えた水防団員であれば、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等を実施することができる。</p>
164	Ｂ 地方 に対する規制 緩和	その他	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	<p>国勢調査の調査区は基本単位の組合せにより決定される。この「基本単位数」は、平成22年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。</p> <p>したがって、この省令の改正により、基本単位数境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知る地元自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違うことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会を介して他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。</p> <p>今回、基本単位数を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位数の組合せとしての調査区が自治会境界に合うようにする。</p> <p>【過去の要望実績】</p> <p>平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割りが自治会と違うのは納得できない等、不平不満が多数あった」旨報告している。</p> <p>また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と同内容の要望等を国へ対して行っている。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位数は変えることはできないこと、基本単位数の組み合わせで自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位数の組み合わせでは到底自治会が納得する区割りにはできないこと、自治会区域に合わせられなければ今後の調査に協力しないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。</p>	国勢調査の調査区 の設定の基準等に 関する省令第3条	総務省	岐阜市	<p>基本単位数は、住居表示に関する法律に基づく街区又は街区に準じた境界を基準とし、調査結果の集計上の恒久的かつ最小の単位とすることで、小地域統計の時系列の比較、多様な地域区分による小地域統計の作成を可能とすることを目的としている。</p> <p>したがって、特別な事情がない限り、基本単位数境界は変更できないこととしているが、結果集計等で必要な地域区分(例えば、町丁・字、校区、投票区など)がある場合には、その地域区分の境界で基本単位数を設定できることとしている。</p> <p>岐阜市が要望している自治会境界についても、結果集計等で必要な地域区分であれば、現状の規定において、その境界とすることが可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
165	B 地方 に対する規制 緩和	その他	徴税吏員任命範囲の 拡大	<p>地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する</p>	<p>【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。)については地方公務員法で課されている「罰則で担保された守秘義務」及び「厳格な服務規律」が適用されないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、各市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がおらず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを持って余しているように見受けられる。 そのため、各市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。</p>	平成17年4月1日 付け総務企第80 号「地方税の徴収 に係る合理化・効 率化の推進につ いて」	総務省	岐阜市	<p>○平成17年4月1日付け総務企第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」のとおり、特別職の非常勤嘱託職員については、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない特別職に属するため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員としての業務を担当することは適当ではないと考えている。</p> <p>○地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度による当該地方団体の定年退職者の採用や、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用など、徴税吏員として任命することが可能とされている制度を積極的に活用することで、多様な任用・勤務形態を図り、地域の実情に応じた徴収体制の整備をお願いしたい。</p>
172	B 地方 に対する規制 緩和	産業振 興	県有特許権の無償貸 与に係る議会議決の 不要化	<p>県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。</p>	<p>【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けられない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。</p> <p>【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。</p> <p>【懸念の解消策等】 「逐条地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増加させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。</p>	地方自治法第237 条第2項	総務省	長野県	<p>普通地方公共団体の財産については、適正な対価なくして貸し付けることは原則として禁止されており、条例又は議会の議決があった場合に限り、当該禁止が解除されるものである。 これは、地方公共団体の財産を無償又は特に低廉な価格で貸し付ける等のときは、財政の運営上多大な損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることとなり、ひいては住民の負担を増加させ、また、地方自治を阻害する結果となる虞があるため、議会による決定を経ることとしているものである。 提案の内容は、どのような制度改正を求めているのかが判然としないところであるが、適正な対価なくして財産を貸し付けることの原則禁止の例外を、現行制度に基づき条例や議会の議決ではなく、法律により規定することを求めているものと思われる。 しかしながら、「個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない」ものであれば、法律で更に一般的な規定として例外を設けることは一層馴染まないことは明らかであり、対応は困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
193	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方自治法240条への 税情報利用規定の 追記	<p>地方自治体は、発生する未収債権の効率的かつ迅速な回収を行わなければならないが、債権の回収に関して有用な税情報は、地方税法第22条においてその漏洩及び窃用した場合の処罰が定められている。</p> <p>そこで、地方自治法第240条第3項の次に、市の債権を回収する場合、地方税の税情報を利用できる旨の規定を追記し、非強制徴収公債権及び私債権の回収事務において税情報の共有化を求める。</p>	<p>現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し立てが必要となる。</p> <p>しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につながると考える。</p> <p>さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押さえ等)が行えず、回収が可能であった債務を十分に回収できない状況も考えられる。</p> <p>地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。</p> <p>※H25年度現在の熊本市の未徴収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権分が約8億、私債権分が約20億となっている。</p>	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市	<p>○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。</p> <p>○平成19年3月27日付け総務企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。</p> <p>「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。</p> <p>保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」</p>
203	B 地方 に対する規制 緩和	その他	住民票の任意記載事項の 拡充	<p>住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村長が住民票に記載することができる任意事項(住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であるもの)に、「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」及び「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する。</p>	<p>【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原票を保管していないことから、本市が3年要件の確認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書照会を行うことが必要となっている。</p> <p>【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制度が廃止された。</p> <p>【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転出入を繰り返している外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事案が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してからの期間を規定している自治体において、共通の支障となっている。</p> <p>住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考える。</p>	住民基本台帳法第7条、住民基本台帳法施行令第6条の2、住民基本台帳法事務処理要領第2.1(2)又	総務省	川崎市	<p>住民票の記載事項に「外国人が本邦において初めて住民票に登録された年月日」、「転入前の住所地において住民票に登録された年月日」を追加する法令改正のご提案に回答します。住民票の義務的記載事項は、全国的に実施される行政事務の処理に必要な事項について規定されているものであり、当該改正により一部の団体が独自に行う行政事務の処理のために利用する事項を全市区町村に記載を義務付けることとなることから、対応は困難であるものと考えます。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
209	B 地方 に対する規制 緩和	その他	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	<p>地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。</p>	<p>地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点からは勿論、他の納付者との負担の公平性の観点からも積極的に行う必要がある。</p> <p>市町村が所管する、母子寡婦福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と遜色が無い。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む庁内情報を共有・活用する等、積極的に回収をしつつ、生活困窮者と判断される者については、その状況に応じた徴収緩和措置、生活再建の後押しをする等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。</p> <p>しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条により、他の債権との情報共有・活用ができないとする法解釈がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納者情報の共有化が必要と考える。</p> <p>なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。</p>	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省	中核市市長会	<p>○地方税法に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方公務員法における守秘義務の規定とは別に地方税法第22条で秘密を漏らし又は窃用した場合の罰則(守秘義務)が規定されており、個別の債権に関する法令の規定があるものに限って利用が認められるもの。</p> <p>○平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においては、以下のように記載して、税情報を利用して差し支えない範囲を示している。</p> <p>「なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる(国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③)ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。」</p>
210	B 地方 に対する規制 緩和	その他	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等	<p>【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。</p> <p>【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。</p> <p>都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。</p> <p>また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。</p> <p>加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。</p> <p>【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。</p>	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長会	<p>地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、</p> <p>①当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること</p> <p>②当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されること</p> <p>など、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を与えるものであることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとされている。</p> <p>この趣旨を踏まえると、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警 報標識におけるサイレ ン吹鳴パターンの重 複の解消	消防法施行規則で定める火災信 号のうち「近火信号」及び「出場 信号」のサイレン音の吹鳴パター ンと、予報警報標識規則で定め る津波警報標識の「大津波警 報」及び「津波警報」の吹鳴パ ターンが重複していることで、災 害発生時における消防団員や住 民等の適切な避難行動に混乱を 来す懸念があるため、吹鳴パ ターンの重複解消に向けた見直 しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1 つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局 から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促す ため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表 時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴 される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に 使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難 行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷う ことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策 及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2 項 ・消防法施行規則 第34条 ・気象業務法第24 条 ・気象業務法施行 規則第13条 ・予報警報標識規 則第4条	総務省(消防 庁) 国土交通省 (気象庁)	全国市長会	消防信号は、消防法第18条第2項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類 似する信号を使用してはならない。」と定められているところ(昭和23年制定)。具体的な信号パター ンについては、消防法に基づき、消防法施行規則第34条別表1の3に定めている(昭和36年制定)。 昭和51年に気象庁が定めた津波警報標識(気象業務法施行規則第13条第2項に基づく告示) は、消防の近火信号、出場信号に類似しているものがあるが、津波警報等を住民に知らせるJア ラートにおいては、サイレン音に加えて、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達 するとともに区別がつくようになっているとのことであり、現在の信号の使用に関し、混乱を来すことは ないものと思料。 消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必 要があると認識しており、現在の信号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考え る。
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	地方公共団体が設置・運営する 大学附属学校について、当該地 方公共団体が設立する公立大 学法人に移管することが可能と なるよう、学校教育法及び地方 独立行政法人法を改正するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が 求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、 当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の 管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人 制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられ ている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8 など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大 学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの 検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなっ たため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的 な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立上り、「保育」と「大学教育」を進めること が困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほ か、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生か した教育が可能となる。	学校教育法 第2 条、附則第5条 地方独立行政法人 法 第21条、第70 条	総務省、文部 科学省	兵庫県、新潟 県、鳥取県、 徳島県、関西 広域連合	附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人 の管理下に置くことについては、 ①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具 体的な法制度上の「支障」 ②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性 ③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけ について、それぞれ明確化される必要がある。 また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される 最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続 的・安定的に提供される必要があることから、 ④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立 大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる) ⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上 の問題 などについても検討が必要である。 ①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案 団体が整理いただいた上で、必要な対応を行う。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
247	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施 する公立大学法人の 施設整備等について、 法人の資金調達によ る実施へ移行させるた めの長期借入規制の 緩和	地方公共団体(設立団体)が起債 等を充当し実施している公立大 学法人の施設整備について、法 人自らの資金調達による実施へ 移行させるため、法人の長期借 入に係る規制を緩和すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達で地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。</p> <p>県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。</p> <p>国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるともに、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。</p>	地方独立行政法人 法 第41条	総務省・文部 科学省	兵庫県、新潟 県、滋賀県、 京都府、徳島 県、関西広域 連合	<p>総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を設置し、地方独立行政法人法の改正に向けた諸課題について検討を行っている。当研究会は本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定である。</p> <p>この研究会においては、公立大学法人からの「長期借入」等の要望事項も含めた公立大学法人制度についても、公立大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も行き検討を進めている。</p> <p>したがって、公立大学法人の長期借入については、当研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。</p>
307	B 地方 に対する規制 緩和	その他	法定外普通税及び法定 外目的税の変更に関 する税率・延長期間 の変更を伴わない単 純延長の場合の総務 大臣との事前協議の 廃止	地方公共団体は法定外普通税 や法定外目的税を新設・変更し ようとする時には、税率の引下げ や課税期間の短縮等を行う場合 を除き、あらかじめ総務大臣に 協議し、その同意を得なければ ならないとされているが、更なる 規制緩和として、「税率・延長期 間の変更を伴わない単純延長」 の場合の総務大臣への協議・同 意の廃止を求めるもの。	<p>【検討の経緯】</p> <p>平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。</p>	地方税法 第259条、第731条	総務省	宮城県 広島県	<p>地方税法(昭和25年法律226号)第259条第1項及び第731条第2項において、道府県法定外普通税(目的税)の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更については総務大臣への協議・同意を要しないと規定しているところ。また、地方税法施行令(昭和25年政令245号)第45条の2及び第56条の91において、総務大臣への協議・同意を要しない変更は具体的に①税率の引下げ、②廃止、③条例の規定が効力を有する期間の短縮としている。</p> <p>この協議・同意を要しない変更は、平成16年改正において規定したものであるが、これは納税者の負担を軽減する方向への変更については国の関与を縮減するという趣旨によるものである。</p> <p>提案団体においては、法定外税を導入するに当たって、社会情勢の推移等を勘案する必要がある等の判断の下に課税期間を定めて協議いただいたものと理解している。自ら設定した課税期間を経過した後に、社会情勢の推移等を勘案して改めて法定外税を課することとするのであれば、その時点において法定外税を課するために必要な協議を行う必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	<p>創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・効 果的に進めるよう次のとおり提案 する。</p> <p>① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲</p>	<p>地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援 事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し 同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に 取り組める環境にない。</p> <p>そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。</p> <p>また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団 が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等 においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を 対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家 の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。</p> <p>しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じてい る。</p> <p>創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。</p> <p>以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。</p>	産業競争力強化法 第113条、114条、 137条3項 創業・第二創業促 進補助金	総務省 経済産業省	香川県 徳島県	<p>ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対 応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。</p> <p><「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」> ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都 道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創 業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。 ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則とし て27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
316	B 地方 に対する規制 緩和	その他	行政財産の貸付け範 囲の拡大	<p>行政財産の貸付けに係る「庁舎 等の床面積又は敷地に余裕が ある場合」との要件について、地 方公共団体の事務事業に使用さ れる見込みのない「スペース的 な余裕のある場合」だけでなく、 休日や夜間等の「時間的な余裕 のある場合」にも貸付けができる よう見直す。</p>	<p>【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 への開放を検討している。</p> <p>例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モー ターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸 付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企 業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等) の場として有償貸付けすること等が想定される。</p> <p>行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の 床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用され る見込みのない「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余 裕のある場合」は対象とならない。</p> <p>また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度にお いて認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及 ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施 設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する 利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困 難である。</p>	地方自治法第238 条の4第2項第4号 地方自治法施行令 第169条の3	総務省	茨城県	<p>地方自治法に定める行政財産は、普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の 効果の達成のために利用されるべきものであることから、貸し付けなど行政財産を私法上の関係 において運用することを原則として禁止(同法第238条の4第1項)しているものである。</p> <p>一方、市町村合併や行政改革の進展、少子化の動向などから庁舎等の床面積又は敷地に余裕 が生じた際に、長期かつ安定的に当該余剰部分の民間利用を促進する観点から、現行の行政財 産に係る制度の基本は維持しつつ、一定の場合に限り行政財産を貸し付けることを可能としてい るところである(同条第2項第4号)。</p> <p>また、上記の趣旨から、庁舎等の床面積又は敷地のうち、「普通地方公共団体の事務又は事業 の遂行に關し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分」については、い ずれ短期間で再び事務又は事業の用に供されるものであることから、長期安定的な利用を促進す る貸付けにはなじまないため、行政財産の貸付けの対象から除かれているところである(地方自治 法施行令第169条の3)。</p> <p>本件提案は、いずれ短期間で再び地方公共団体の事務又は事業の用に供される行政財産を私 法上の関係において運用することを内容とするものであり、行政財産が有する本来の行政目的を 達成できなくなる虞があると考えられることから、提案の制度改正を行うことは困難である。よって、 行政財産を短期間で有効に活用する手法である地方自治法第238条の4第7項の目的外使用許 可により対応すべきである。</p> <p>なお、提案中「県においては、区域が広範囲に及ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格 差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施設の特性(老朽化の状況や設備の充実度)や都 市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する利用需要やその時の経済状況)も異なること から、条例に個々の施設の料金を規定することは困難」との見解であるが、地方公共団体におい ては多様な行政財産又は公の施設の使用につき、個々に条例で使用料を定めているものと承知して いる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任 用団体マニュアル 募集要項	総務省 外務省 文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログ ラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から 任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、 通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しをしまし た。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地 域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参 りたいと考えています。
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進 特別措置法第5 条、第6条、第7条 山村振興法第7 条、第8条 特定農山村地域に おける農林業等の 活性化のための基 盤整備の促進に関 する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3 条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県	【共通事項】 地域振興法に実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関するもの、複数の地域振興法で共通する大 項目は一部存在するもの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該 施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (過疎地域自立促進特別措置法) なお、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。))及び過疎地域自 立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。))の策定については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成22年の 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「法」という。))改正により義務付けが廃止され、その内容についても任意的記載事項とさ れた。一方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言として示すとともに、参考 資料として標準的な都道府県計画及び市町村計画の作成例を示しているところ。したがって、作成例の記載と異なる記載が妨げられるものではな く、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえて記載内容を工夫していただくことは可能である。 スケジュールについては、平成27年度中に各市町村議会等で平成28年度以降の市町村計画の議決を協議を受けることができるよう、都道府県の策定する 自立促進方針に関する協議スケジュールを示しているところであるが、これにより難しい場合は、個別に相談に応じることを周知しているところ。なお、 市町村計画については策定スケジュールを示していないが、法の規定上、当該過疎市町村の属する都道府県の自立促進方針が先に策定されてい る必要があることに留意する必要がある。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期限の調整を行うこととした場合、い ずれかの計画等は早期の策定が必要になり、各団体が検討に必要な時間を十分に確保することができなくなるおそれがあることから、慎重な検討 が必要である。 【特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律】 策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整 備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。 【個別事項】 (半島振興法) 半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するよう努め ているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域的特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくこ とは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容 の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等は必要となる場合においては、地 方公共団体の置かれた状況等に鑑み、見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。 (山村振興法) 山村振興法は昭和40年に10年間の時限法として制定され、本年3月に5度目の法期限を迎えることから、法の延長及び内容の充実がなされたもの であり、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感での実施計画策定支援に努めているところである。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
328	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	救急隊編成基準の特 例拡大	消防法施行規則第50条で定める 救急隊編成の基準の特例を拡 大して、地域を限定したうえで救 急隊員2名で救急業務を実施で きるようにする。	<p>【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定めている。</p> <p>【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消防署を設置し、周辺地には救急出張所を配置し救急業務にあたっている。しかし、緊縮財政が進んでいく中では十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限せざるを得ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。</p> <p>現に、救急車不在時間帯に自家用車で搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を望む声が上がっている。</p> <p>【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊2名編成を可能にする。</p> <p>【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ他市と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込めない。</p> <p>また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。</p> <p>全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。</p> <p>【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。</p>	消防法施行令第4 4条 消防法施行規則第 50条 過疎地域自立促進 特別措置法	総務省 消防庁	西予市	<p>救急隊を3名で編成することとしている基準は、救急現場における傷病者の搬送や応急処置の実態から最低限必要なものとして規定されている。具体的には、3名のうち1名が気道確保、酸素吸入といった応急処置、もう1名が血圧測定、心電図測定といった容態観察、残る1名が救急車の車両運転を行うという任務分担が必要である。また、床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際にも、3名で行なわなければ安全の確保ができない。</p> <p>このため仮に2名で編成した場合、重症の傷病者の搬送や隊員の安全確保において支障が生じ、事故に繋がる可能性が極めて高くなる。</p> <p>以上のとおり、隊員の3名編成の基準は、傷病者の安全を確保しつつ適切に搬送業務を行うために定めていることから、転院搬送において医師等の同乗がある場合や緊急度・重症度の識別について医師が責任をもって指示を行う体制が確立されている場合を除いては2名編成とすることはできない。</p> <p>一方で、全国の過疎地域でも同じような課題があることも考えられるので、3名編成を維持する中で、安全性の確保を前提としたうえで、救急隊員以外の者に行わせるなどの方策について、今後検討してまいりたい。</p>
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要 件緩和	「連携中枢都市」の要件として、 中核市(人口20万人以上)等が 定められているが、中核市未満 の人口規模の都市であっても、 複数の自治体が広域連携し、経 済・生活圏域として、一定のま まりを有する場合には、連携中 枢都市圏として位置づけられる ようにすること。	<p>これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。</p> <p>一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援策が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。</p>	連携中枢都市圏構 想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	<p>連携中枢都市(圏)の対象となる都市(圏)の条件については、昨年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「対象となる都市(圏)の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする」とされたところ。</p> <p>これに基づいて、現在、国土交通省とともに具体的な対象都市(圏)及び条件を検討しているところ。</p>